

社会資本整備審議会 第11回都市計画・歴史的風土分科会

第18回都市計画部会

及び第17回都市計画基本問題小委員会合同会議

令和3年12月14日

【後藤総務課長】 大変長らくお待たせいたしました。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会第11回都市計画・歴史的風土分科会、第18回都市計画部会及び第17回都市計画基本問題小委員会合同会議を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市局総務課長の後藤でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、事務局の出席者を紹介させていただきます。

宇野都市局長でございます。

【宇野都市局長】 局長の宇野でございます。よろしくお願いいたします。

【後藤総務課長】 望月大臣官房審議官でございます。

【望月審議官】 望月でございます。よろしくお願いいたします。

【後藤総務課長】 上野大臣官房審議官でございます。

【上野審議官】 上野でございます。よろしくお願いいたします。

【後藤総務課長】 渡邊大臣官房技術審議官でございます。

【渡邊技術審議官】 渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【後藤総務課長】 次に、宇野都市局長より御挨拶をさせていただきます。宇野局長、よろしくお願いいたします。

【宇野都市局長】 今御紹介にあずかりました都市局長の宇野と申します。

私、今年の7月1日付で都市局長を拝命いたしました。平成27年から平成30年の間、都市計画課長を務めさせていただきまして、以前からですけれども、大変先生方にはお世話になっているところでございます。

本日、都市計画・歴史的風土分科会、都市計画部会、それから、都市計画基本問題小委員会を開催すると御案内差し上げましたところ、ウェブ開催も含めて、お二人の方以外は皆さん御出席いただけるという、大変皆さん関心を持っていただいているということで、

心から感謝申し上げたいと思います。

この都市計画・歴史的風土分科会は、3年3か月ぶりということになります。すみません、その間ちょっとさぼっていたわけではないと思うんですけども、その間、ずっと会長を務めていただいた東工大の中井先生が、審議会10年というルールがございまして、10年を超えてしまったということで退任されました。ですから、本日は、新しい会長をお決めいただくという手続も入ってまいります。

それから、本日同時開催されます都市計画基本問題小委員会、これは平成29年2月、私が都市計画課長をやっていたときに設立して、特に今、人口減少、高齢化が進み、それから、災害は激甚化・頻発化し、科学技術は驚異的に進歩し、また、気候変動というものも抱えている中で、都市の在り方というものを抜本的に、基本的に考え直そうということで立ち上げた小委員会でございます。都市計画の制度も、人口増大、それから、都市が拡大するということを前提にした都市計画制度になっているのではないかとということで、できるところから少しずつ手直しをしていって、最終的には全体が変わっているというような姿を見せたいねということで議論を始めた記憶がございます。

私自身も都市計画課長のときに、基本問題小委員会も通じてですけども、いろんなことを考えさせられまして、まだまだやらなければいけないことはたくさんあるなと思っていたので、都市局長になったらぜひやりたいということで思っていたんですが、実は今、都市局、盛土の問題を抱えておりまして、熱海で土石流があつて、あの盛土の関係で、今、私どものほうで盛土を規制するということで、新しい法制度も含めて、今議論をさせていただいておりまして、そっちのほうがかかなり手いっぱいになっているということもあつて、少し開催が遅れてしまったということをおわび申し上げたいと思います。

ただ、これからまた令和5年度、6年度という中長期的なことを考えると、このまま何もしないでいるような、そういう状況ではないというふうに考えておりますので、こちらの議論を踏まえながら、いろいろと私ども頭を働かせて、やらなければいけないことをやっていくという考えでおりますので、忌憚のない御意見を頂ければと思います。

それから、歴史的風土のほうにつきましては、前回の分科会で諮問させていただいた明日香村の件がございまして、これは小委員会のほうで御審議いただいた結果を本日御報告させていただきたいと思います。

本日は大体最近の都市行政をめぐる情勢について事務局のほうから御説明させていただいた後、完全にフリーディスカッションということで、本当に忌憚のない御意見を頂きた

と思っています。全くシナリオのない状態で今日やらさせていただきますので、先生方の忌憚のない御意見を聞かせていただいて、これからの私どもの都市政策のほうの検討に参考にさせていただきたいと思っております。また、それを基に、私どもの整理をして、次の会の議論につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

本日は、ありがとうございます。

【後藤総務課長】      ありがとうございました。

本日は、最初に都市計画・歴史的風土分科会及び都市計画部会を開催し、その後、当該分科会、当該部会及び都市計画基本問題小委員会を合同で開催する予定としております。

次に、資料でございますが、お手元に議事次第・座席表・出欠リスト・配付資料一覧とともに、資料1から4までの各種資料をお配りしております。御確認いただきまして、過不足等ございましたら、お申し出いただければと存じます。

また、本日はウェブ併用の会議開催ですので、幾つか留意点を申し上げたいと思います。

ウェブで御参加いただいております委員におかれましては、t e a m s 上にチャット機能がございますが、今回は使用をお控えいただきますように御協力のほどよろしくお願いいたします。カメラにつきましては「ON」、音声は「ミュート」としていただければと思います。御発言される際には、まず t e a m s 上の「挙手ボタン（手を挙げる）」というのを押していただきますようお願いいたします。現場（対面）等の挙手状況を見ながら、司会者・進行者より順次御指名させていただきますので、お待ちいただければと存じます。順番が前後する可能性もございますけれども、御了承いただければと存じます。司会者・進行者より指名された後に、「ミュート」を御自身で解除していただきまして、必ず、初めに御指名を述べていただきまして、御発言いただきますようお願い申し上げます。御発言の終了後につきましては、再度「ミュート」を設定していただくとともに、「挙手ボタン」を押して手を下ろしていただくようお願いいたします。

また、会場におられる委員の皆様方におかれましては、御発言される際には挙手していただければと存じます。順次、司会者・進行者より御指名させていただきます。御指名された後に、目の前にございますマイクのスイッチを「ON」にいただきまして、御発言終了後は「OFF」にいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、本日は、速記業者による記録と t e a m s 上の録画・記録機能を使用いたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、最初に、第11回都市計画・歴史的風土分科会を開催いたします。

まず初めに、平成30年9月に開催された前回の都市計画・歴史的風土分科会からこれまでの間、委員の異動がございましたので、これについて御報告いたします。令和2年3月1日付で委員の改選がございまして、その際、辻委員が任期満了により退任され、新たに大橋委員が就任されました。

また、令和3年2月27日付で委員の改選があり、都市計画・歴史的風土分科会長を務められた中井委員が任期満了により退任されまして、新たに谷口委員が就任されました。

その他の委員の皆様におかれましては、令和元年12月28日、令和2年2月4日、令和3年2月27日にそれぞれ再任されております。

また、臨時委員・専門委員におかれましては、令和3年11月5日付で当分科会に指名されております。

なお、本日御出席いただきました委員及び臨時委員につきましては、社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。また、本日は専門委員の先生方にも御出席いただいております。

続きまして、都市計画・歴史的風土分科会等の運営についてでございますが、これまで当該会議の傍聴につきましては、プレス関係者のみで、その他一般の方には許可していませんでしたが、今後は、他の分科会の運営状況やコロナの感染防止対策等に鑑みまして、当面、原則として、希望される一般の方もオンラインで傍聴可能とさせていただきますことといたしますので、御了解いただければと存じます。なお、議事録につきましては、これまでどおり、内容について委員の皆様の確認を頂いた後に、原則、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することといたしますので、よろしくお願いいたします。

ここまででございますが、カメラ撮り等はございませんでしょうか。もしございましたら、カメラ撮りは冒頭のみとなっておりますので、御退室をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、分科会長を務められた中井委員が退任されましたので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、分科会長の互選をお願いいたしたいと存じます。

分科会委員の皆様の中から分科会長を互選していただきたいと存じますが、どなたか御推薦をお願いいたします。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

都市計画に本当に造詣が深くて、幅広い分野に高い見識をお持ちで、かつ、これまでも都市計画制度の検討等に多大な貢献をされておられる谷口守先生がいいのではないかなと思ひまして、御推薦申し上げます。

【後藤総務課長】      ただいま、〇〇委員より、谷口委員を分科会長にという御推薦がございましたが、皆様の御意見はいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【後藤総務課長】      では、御異議なしということでございますので、谷口委員に分科会長をお願いしたいと思います。

ここで、谷口分科会長に一言御挨拶を賜りたいと存じます。谷口分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】      皆さん、どうも、こんにちは。ただいま分科会長を御指名いただきました筑波大の谷口守と申します。

非常に重要な役目を頂いたと認識しております。私の力一人だけでは全くできないお話ばかりですので、専門の皆様のお知恵を頂いて、ぜひ良い議論にしていきたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、以上、御挨拶とさせていただきます。

【後藤総務課長】      ありがとうございます。

それでは、これからの進行は谷口分科会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【分科会長】      承知いたしました。

それでは、早速ではございますが、分科会に置かれる部会に属すべき委員等につきましては、社会資本整備審議会令によりまして、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名するということになっております。

冒頭に申し上げた令和３年２月２７日に再任された委員、具体的に申し上げますと、池邊委員、草野委員、齊藤委員、村木委員、山田委員につきましては都市計画部会及び歴史的風土部会の委員に、金本委員につきましては都市計画部会の委員に、楓委員につきましては歴史的風土部会の委員に指名させていただきたいと存じます。

私、谷口は、都市計画部会、歴史的風土部会に所属させていただきたいと存じます。

なお、石田委員、大橋委員、野口委員、藤沢委員につきましては、前回改選の際に既に指名させていただいている部会への所属となっております。

また、本日お越しいただいている臨時委員・専門委員の皆様につきましては、都市計画部会の臨時委員・専門委員に指名させていただきたいと存じます。

以上の委員等の指名につきましては、お手元の委員等名簿を御確認ください。

なお、正式な指名通知書につきましては、後日事務局より送付させていただきます。

【後藤総務課長】      ただいま谷口分科会長より都市計画部会の委員等の指名を頂きましたので、これより都市計画部会を開催させていただき、部会長の互選等をお願いしたいと存じます。

それでは、第18回都市計画部会を開催させていただきます。

本日御出席いただきました都市計画部会の委員及び臨時委員につきましては、社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

初めに、社会資本整備審議会令の規定によりまして、部会長の互選をお願いしたいと存じます。都市計画部会の委員の皆様の中から部会長を互選していただきたいと存じますが、どなたか御推薦をお願いいたします。

【〇〇委員】      再びでよろしいですかね。

【後藤総務課長】      〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】      〇〇でございます。

冒頭、宇野局長の御挨拶の中にありましたように、本当に変化の激しい時代でございます。この分科会と部会の審議をきちんと連動させて、深く広く議論する、効率的に行うということが重要だと思います。そういう意味で、先ほど申しましたが、谷口先生に、非常にお忙しくて申し訳ないんですけども、兼ねていただくのが一番いいのではないかなと思ひまして、これも谷口守先生を御推薦したいと思ひます。よろしくお願ひします。

【後藤総務課長】      ただいま、〇〇委員より、谷口委員を都市計画部会長にという御推薦がございましたが、皆様、御意見等はいかがでございましょうか。よろしゅうございませうでしょうか。ありがとうございます。

（「異議なし」の声あり）

【後藤総務課長】      それでは、皆様御異議がないようでございますので、谷口委員に都市計画部会長をお願いしたいと思います。

続きまして、当該分科会、当該部会及び都市計画基本問題小委員会を合同で開催させていただきます。

それでは、これからの進行は谷口分科会長をお願いいたします。よろしくお願ひいたし

ます。

【分科会長】 承知いたしました。

それでは、第11回都市計画・歴史的風土分科会、それに、第18回都市計画部会及び第17回都市計画基本問題小委員会の合同会議を開催させていただきます。

早速ではございますが、都市計画・歴史的風土分科会運営規則によりまして、小委員会に属すべき委員等につきましては、当該分科会に属する委員等のうち、分科会長が指名するという事になっております。

私、谷口と村木委員は都市計画基本問題小委員会の委員に、本日お越しいただいている臨時委員・専門委員の皆様につきましては、当該小委員会の臨時委員・専門委員に指名させていただきますと存じます。

なお、大橋委員につきましては、前回改選の際に既に当該小委員会の委員に指名されております。

以上の委員等の指名につきましては、お手元の委員等名簿を御確認ください。

なお、正式な指名通知書につきましては、こちらも後日事務局より送付させていただきます。

引き続きまして、都市計画・歴史的風土分科会運営規則によりまして、小委員会の委員長につきましては、当該小委員会に属する委員等のうちから、分科会長が指名することということになっております。

当該分科会の今後の議論の進行や取りまとめにつきましては、私に一任させていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。御承認いただいたということで、私が責任を持って務めさせていただきます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「都市行政をめぐる最近の状況について」という議事でございます。これを事務局より御報告をお願いいたします。

【川端都市機能誘導調整室長】 都市計画課の川端と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料3について御説明致します。時間が限られておりますので、かいつまんでの御説明となりますが、御容赦いただければと思います。

1ページをお開きください。まず、この小委員会の趣旨についてでございます。先ほど

局長からもございましたが、この小委員会は平成29年2月に設置されております。都市計画に起因・関連する諸課題としてどういうものがあるのか、社会経済の変化も踏まえて洗い出しをして、それを解決するための施策の方向性について幅広く御検討いただくということで設置されたものです。

これまでの開催状況として、大きく分けて2シーズン御議論いただいております。1つ目は、真ん中の枠囲みの左側、これは4年前に「都市のスポンジ化への対応」について、もう一つは右側、これは一昨年に「安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくり」について、それぞれ御議論いただいております。

本日が通算すると17回目で、3シーズン目の開始ということになります。これまでの経緯や最近の動きも踏まえつつ、また新しいテーマで御議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、先ほど局長からもございましたが、委員の先生方からフリーで御発言いただきまして、その内容を踏まえて私どもの方で今後御議論いただくテーマについて改めて検討させていただいて、次回以降に本格的な議論をスタートしたい、このような流れで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3ページ目をお開きください。この小委員会のこれまでの御議論と、それを踏まえた最近の制度改正について、3点、簡単に振り返りをさせていただきたいと思います。

1点目は、4ページ、「都市のスポンジ化への対応」です。ここ数年の都市政策の最大の動きということでは、平成26年にコンパクトシティを進めるための立地適正化計画制度が創設されて、これを推進してきています。こうした中で、都市機能や居住を集積しようとするまちなかなどのエリアで空き家や空き店舗といった低未利用地がスポンジ状に発生してしまうという状況があり、これがコンパクトシティを進める上でのボトルネックになっていて、これにどう対応していくかということで御議論いただきました。

そのアウトプットとして、次の5ページでございます。平成30年に都市再生特別措置法の改正をしております。低未利用地を集約し、その利用を促すため、行政が地権者とその土地の利用希望者との間を取り持って、権利設定の計画をつくる制度、そして、その1つ下は、空き地や空き家を活用して、地域コミュニティなどが共同で公共空間を整備・管理するための協定制、こうしたものが創設されているところでございます。

2点目は、7ページをお開きください。これは2年前になりますけれども、当時、立地適正化計画制度の創設から5年が経過したということで、その間の自治体や国の取組状況



や課題を検証して、コンパクトシティの取組をさらにチューンアップしていこうということで、御提言を頂いてございます。例えば、コンパクトシティの意義をしっかりと住民に分かりやすく共有するとか、客観的データに基づいて計画をつくり、不断の見直しをする。それから、誘導区域の外側への目配り、行政分野や市町村域を超えた連携、そして、新しいテーマとして、防災対策との連携強化、こういったことを御提言いただいております。

その御提言のアウトプットとして、8ページですけれども、昨年法改正も行っております。中身としては、左側の「安全なまちづくり」と右側の「魅力的なまちづくり」の大きく二本立てということになっておりまして、安全の方については、次の9ページでございます。

近年の頻発・激甚化する自然災害への対応ということで、左側には、「災害ハザードエリアにおける開発抑制」として、レッドゾーンでは開発許可を原則禁止にするということなど。右上では、「立地適正化計画の強化（防災を主流化）」として、災害レッドゾーンには居住誘導しない、さらには、立地適正化計画に誘導区域内の防災対策を位置づけて、防災の視点を踏まえてコンパクトシティを進めていくと。こうした内容を盛り込んでございます。

10ページをお願いいたします。これはコンパクトシティの核となるまちなかに着目したもので、まちなかの魅力を高めていく取組ということで、そこに住んでおられる方々や訪れる方々がまちなかで歩きたくなるような、これを「ウォークブル」と表現していますけれども、そうしたパブリック空間、オープンスペースを生み出していこうという取組を法律・予算・税制のパッケージで支援していくものでございます。

3点目、12ページでございます。今年の通常国会で流域治水関連法が成立しております。この中でも、安全なまちづくりの関係のものがございまして、それを抜き出したのが、14ページでございます。

左側を御覧いただきますと、「市街地の安全性の強化」ということで、例えば、災害時の避難拠点となる施設を都市計画に位置づけて、これを計画的に整備していく、その1つ下になりますけれども、敷地のかさ上げや住宅の高床化などの浸水対策を地区単位でルール化できるようにすることなどを制度化しています。また、右側の「危険なエリアからの移転の促進」として、従来から被災地の住民が安全なところに集団移転をするという事業スキームがございしますが、その対象エリアに災害レッドゾーンを追加したところです。

15ページ以降では、コンパクトシティの立地適正化計画の取組の現状について少し御

紹介をさせていただきます。先ほども申し上げましたが、立地適正化計画制度は平成26年に制度化されております。それ以降、取組を進める市町村数は年々増加してきています。現在では398の市町村が立地適正化計画を作成・公表済みで、作成中の自治体も含めれば600近い市町村に取組が広がっているという状況であります。

次の16ページが、その600市町村の一覧ということになります。

17ページをお願いいたします。立地適正化計画に関して、もう1点、広域連携についてです。これは個々の市町村域を越えて、近隣市町村が連携して広域的にコンパクトシティの計画づくりを進めましょうというものであります。2年前のこの小委員会でも御提言を頂いておりますし、政府の経済財政諮問会議など、いろんなところで広域連携をもっと進めるべきだという御指摘も頂いているところです。

こうしたことに対して、昨年の法改正で、複数の市町村で立地適正化計画を共同作成できるようにするための法律上の手当てをしたほか、予算の面でも、これまでも周辺市町村と連携して計画を作成する場合の補助を手厚くするという措置もしているところです。

次の18ページに、兵庫県の姫路市を中心とした広域連携の取組の例を載せています。鉄道の路線を軸として、周辺の4市町で都市機能の分担をして、個々の自治体単独ではなく、近隣エリア全体として効率的に都市機能の集積を図っていこうという方針をつくっておられるという例であります。

こういう事例も全国で見るとまだまだ少ないというのが実態でありますし、こうした取組がさらに進んでいくような環境整備が必要であろうと思います。

それから、広域連携ということでは、市街化抑制が近隣の市町村でちぐはぐにならないようにするという事とか、広域的に防災対策を考えると、さらには、こうした広域連携が進むように都道府県が積極的に関与してはどうかと、こういったことも検討課題であろうというふうに認識しております。

以上、ここまでが、この小委員会でこれまで御議論、御提言いただいた内容と、その内容を踏まえながら、これまで具体の制度改正などに取り組んできているということを御説明させていただきました。

19ページ以降は、さらに最近の動きとして、2点御紹介をさせていただきたいと思います。20ページをお願いいたします。

まず1点目は、「新型コロナを踏まえて、まちづくりはどうあるべきか」ということでございます。新型コロナによって、私たちの働き方や住まい方、余暇の過ごし方、実際の生

活に大きな変化がありましたが、そうした変化を踏まえて、都市のあり方や都市政策のあり方はどうあるべきか、ということについて、昨年61名の有識者の先生方、お名前を21ページに載せてございますけれども、これらの有識者の先生方に御意見を伺っております。

20ページの右上の方の青い枠囲みでそのエッセンスを記してございます。ポイントとしては、コロナ禍にあっても、都市にいろんな機能を集積するという必要性そのものや、都市という場の重要性については変わらないだろうと。したがって、新型コロナを踏まえても、コンパクトシティやウォークアブルなまちづくりなどの取組は引き続き推進していくべきだろう、というのが基本でございます。

その上で、コロナで生じた変化に対しても対応していくべきこともあるだろうということ、例えば、テレワークが進むことに伴って職住近接のニーズが増えていく、このため、大都市、郊外、地方都市、それぞれの特性を生かしつつ、働く場と居住の場の融合に対応していく。都市のストックについても、ニューノーマル対応の更新をしていくべきではないか。ゆとりのあるオープンスペースの活用ニーズがどんどん高まっていくのではないか。こういった御意見、観点を頂いております。

22ページは、さらに昨年10月に、このニューノーマル対応の都市政策はどうあるべきかということについて、検討会を立ち上げて、議論を深めていただきました。その内容を23ページと24ページに載せてございます。

23ページでそのポイントを申し上げます。新型コロナによって、生活様式、働き方、暮らし方、そういったものに対する我々の意識、価値観が変化・多様化をいたしました。そして、我々の生活の営みの場であります都市そのものに対するニーズも変化・多様化してきたと。こうしたことを考えていくと、資料の真ん中の「目指すべきまちづくりの方向性」のところですが、都市もそういうニーズに応えられるように、人間中心・市民目線のまちづくりを目指していく。まちづくりにも、機動性とか、柔軟性とか、可変性とか、いかに素早くきめ細かくニーズに対応していくか、そうした視点が必要ではないか。そのために、地域に存在する官民の既存ストック、ここでは「都市アセット」という言い方をしていますけれども、それを最大限に利活用していくことが重要ではないか。こうした御議論を頂いたところです。

続きまして、25ページ以降でございます。もう1点は、「まちづくりのデジタル化」でございます。

26ページをお願いします。まずは「スマートシティの社会実装の加速」です。スマートシティは、まちづくりにビッグデータやデジタル技術、こうしたものを活用する取組です。この社会実装を加速するために、27ページにあるように、関係省庁や産官学が連携した推進体制をとっています。

また、次の28ページ、一昨年から先駆的なモデルプロジェクトというものを選定して支援しております。今年度もピンク色の10地区を新たに選定しており、現在では全国50地区ほどで支援をしているところです。

続いて、29ページをお願いします。29ページ以降は、スマートシティを進めていく上のインフラ基盤となります、「3D都市モデル」についてです。Google Earthなどと違うのは、地図データに見た目の形状だけではなくて、建物などの一つ一つに属性情報がデータ化されているということです。例えば、リアルの世界で収集した都市活動データと重ね合わせて、まちづくりに当たってのいろんな分析やシミュレーションに活用できる、そうした無限の可能性があるということだと思います。現在、この3D都市モデルの整備をまさに進めているところですが、これは官民含めて、いろんな分野の方々に実際に活用してもらわないと意味がありませんので、整備したものは一般に広く公開する、オープンデータ化することにしてございます。

それから、30ページ、31ページに少し例を載せていますが、3D都市モデルの使い道であります。例えば、災害情報と人流データを重ね合わせて、どういうふうに避難・防災計画を立てたらいいのかというのを分析するとか、様々な使い道が考えられると思いますので、このような「ユースケース」をつくって全国に広げていく、そういう取組を進めているところです。これは「Project PLATEAU」と名付けておりますけれども、大変ありがたいことに、各方面から注目いただいている都市局の目玉プロジェクトでございます。こういうものが自治体や民間の方々にもっと使ってもらえるようになると、まちづくりの幅もどんどん広がっていくのではないかと期待しているところです。

最後になります。33ページをお開きください。これからのお時間で、この小委員会で今後取り上げるべき論点、テーマなどについてフリーで御意見を賜ればと思いますが、33ページに、これはあくまで例としてですが、議論の切り口、観点を少し整理させていただいております。

念頭に置くべき社会経済状況の変化としては、少子高齢化・人口減少をはじめ、上の赤枠にあるようなファクターがあり、その上で、議論の切り口を「マクロの観点」と「ミク

ロの観点」の2つに分けて整理しております。

左側の「マクロの観点」は、都市をマクロで見た、都市の構造そのものに関する論点など。例えば、コンパクト化や土地利用の最適化を図るために、広域的な調整はどうあるべきか。まちづくりの効果を最大化するために、医療や教育などの他分野との連携のあり方はどうあるべきか。都市交通の体系はどうあるべきか。集約エリアの外側のエリアへの対応のあり方はどうあるべきか。こうしたマクロ視点での論点というのがあるかと思います。

右側の「ミクロの視点」としては、視点をもう少しまちの内部の方に寄せていって、例えば、データやデジタル技術を活用したまちづくり。アジャイルな（機動的な）まちづくりを可能とするような都市計画の制度や事業手法。地域住民、民間事業者、エリマネ団体などのまちづくりの担い手の役割強化や支援。まちなかにオープンスペースをつくっていかとか、そうしたまちのコンテンツの管理・利活用をどうしていくべきか。さらには、インフラの維持・更新、脱炭素関係の取組の促進。こうしたものが考えられるかなと思いますので、適宜御参照いただければと思います。

次回以降の進め方は、冒頭申し上げましたように、本日この後の委員の皆様方の御議論を踏まえまして、小委員会で御議論いただくテーマについて、私どもの方で改めて整理・検討させていただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

大変駆け足の説明となりまして恐縮ですが、私からは以上となります。ありがとうございました。

【分科会長】      どうも御説明ありがとうございます。

それでは、今から委員の皆様のお意見を頂きたいと思うんですけども、この後も歴史的風土部会の御報告を頂くこともあって、議論の時間は大体4時50分ぐらいまでとしたいと思います。委員の先生方、全部で22名いらっしゃいますので、お一人が3分以上話されると全員が話せないという状況になっております。事務局からお答えいただく局面もあるかと思うので、その点、何とぞよろしくお願いいたします。

あと、私から、オンラインの方、フロアの方、全員が一瞬に見渡せる状況にないので、手を挙げていただいても順番が前後して発言をお願いすることになるかも分かりませんが、その点、何とぞ御容赦ください。

オンラインの方は手を挙げる機能、それで、会場の方は、今までやっていたのは名簿を立てるということで発言したいという意思を表示していただくということでしたので、会場の方はその形でお願いできればと思います。

それでは、今日は全くフリーということでございますので、いかがでしょうか。委員の方から御意見ございましたら。

〇〇臨時委員、立っておりますので、お願いします。

【〇〇臨時委員】 すみません、時間がないということなので、手短に。

【分科会長】 ちょっと不手際で申し訳ない。15時50分に〇〇先生が退室されるということを伺っていますので、すみません、〇〇先生、最初に御発言いただいてもよろしいですか。〇〇先生、ごめんなさい。

【〇〇委員】 すみません、途中退席する人間が最初にしゃべるというのは非常に申し訳ないのですが、御寛容いただければと思います。

それで、今日お話を聞かせていただいて思った感想を幾つか申し述べたいと思います。

今までこの研究会でやってきた成果、5ページなどに挙げていただいたのですが、毎回毎回新しいことを打ち上げてやっていくのもいいんですけども、せっかく今まで提言してきたものが具体的にどの程度根づいているのかとか、そういう問題点のフォローアップも今回入れていただけないかなと思います。

例えば、いろいろな促進計画でありますとか、協定をたくさんつくりました。そういう協定はなかなか実際には締結されていないという状況があるのだとすると、何がネックなのかというところの分析とか、それから、郊外部における開発許可をかなり抑制する方向にしたんですけども、それがどの程度働いているのかとか、都市の再生協議会というのがどんな案配なのかというような点について現状を知ることが、次の政策提言の基礎になるのではないかと。そういう問題意識を持っておりますので、ぜひそこら辺の情報を頂ければと思います。

それから、2つ目は、気になりますのが広域的な調整で、確かに立地適正化計画を仲のいい自治体同士で共同策定するというのは、これはうまくいくのは目に見えていて、むしろ利害相反するようなところの調整をどのようにするのかということです。地方分権が進んだ反面、調整の仕組みが逆に欠けるような状況がありますので、先ほどありましたような都道府県の関与の仕方というようなものとか、今回つくられます都市再生協議会がどのような機能を果たし得るのかという、そういう調整のところの話に着目したところは、1つ議論すべきかと思います。

あともう一つは、18ページのところで、非常に興味深かったのは、今までは結節点をつくって、そこを公共交通で結ぶという、団子の串のような絵をずっと見てきたんですけ

れども、今回、その中で役割分担を考えるというような視点が出てきておりますので、そういう近隣との役割分担の在り方を支援するような法政策は積極的にできないのか、これが2つ目の希望です。

最後ですけれども、今、地方公共団体は人が少なかったり、いろいろな行財政改革が進んで、非常にマンパワーが不足しています。地方分権の関係で言いますと、逆三角形の構造といいますか、国のほうはすごく政策提案する人がたくさんいるんだけれども、小さい市町村に行くと一人二人の職員がやっているという、そういうような状況の中で、ぜひ、コンパクトシティの政策に地方で関心を持ってもらうというか、自治体レベルでの政策の優先順位を上げるということにもっと関心を持つことが、とても大事なことはないかという気がいたします。

そういう点からいたしますと、スマートシティとコンパクトシティの概念の整理から始めて、先ほどのProject PLATEAUですか、特に防災とつなげるという視点は非常に吸引力があるという気がいたしますので、そういうところに力点を当てたような政策を展開していくといいかなと思います。

すみません、勝手にしゃべりまして。以上、感想でございます。ありがとうございます。

【分科会長】 先生、どうも貴重な御意見ありがとうございます。

連続してお話しいただいて、ある程度まとまったところで、事務局からまた何かあれば頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、〇〇先生、すみません、よろしくお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。じゃ、私は、さっきの〇〇先生の意見ともちょっと重なりますけれども、1点だけ申し上げたいと思います。

今日の論点の中に、データやデジタル技術を活用したアジャイルなまちづくりというのがありますけれども、アジャイルというのは、基本的に、迅速に何か対応するというだけではなくて、どうやったらいいのかよく分からないけれども走りながら考えるみたいなところもあると思います。

そういうことが必要なのは、基本的にデジタル化とか、スマートシティとか、そういうところは非常にその要請が高いというのは分かるんですけども、それだけではなくて、今回、全体の都市政策が考慮すべき事項として念頭に置くべき云々のところで書かれているこの6点のことについても、同じようにアジャイルに、どうやっていいのか分からないけれども、それは走りながら考えていくということは必要になってくるように私は思いま

す。

そういう意味で、実験を繰り返しながら都市政策の枠組みを考えていくというのは必要だと思います。ただし、今の都市計画法制をはじめとして、都市行政を行う制度というのは、基本的に実験をやっていくということにあまりなじまないような体系になっているように私は思います。一応国家戦略特区というのは、実験によって規制改革をしながら、それから、その評価をして、評価がうまくいったんだったら全国展開するというような仕組みになっておりますけれども、国家戦略特区にしなければそういう実験ができない、特に制度面、規制面での実験ができないというのは、あまりにも動きにくいというような気は私はします。

実際に国家戦略特区の中で使われているワンストップの都市計画とか、あるいは、道路占用の特例とか、めちゃくちゃ使われていますけれども、それって国家戦略特区でなければやれないかという、そんなことは多分なくて、都市行政の制度の中に、ああいったような規制、制度も含めた形での実験をして、それを評価して、それがうまくいっているのだったら全国に展開していくというような、そういうような仕組みを私は取り入れたほうがいいように思います。

都市計画制度とか、そういった制度を、こういう非常に立派な有識者が集まって、こうしようというようなことを決めて、それで、その制度を変えていくというのが通常のやり方ですけれども、恐らくそこだけでは拾えないようなものが現場現場で落ちていると思うし、そういったような先進的な取組というのは多分出てくると思います。

ですから、都市計画制度の中に実験的な要素を取り入れるということを少し御検討いただけないか。それが私からの1つのお願いでございます。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございます。大変野心的な御提案いただいたかと思えます。

オンラインで、〇〇先生の手が挙がっているようですので、〇〇先生、お願いします。

【〇〇委員】 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。大変丁寧な御説明いただきまして、ありがとうございます。

最近、コロナ禍で、本日もこうですが、テレワークとか在宅勤務が進んでいて、郊外住宅地の人気若干また上がってきたというところでございます。こうなってくると、このコンパクトシティと矛盾してくるのではないかというようなこともあると思います。その



中で、しかし、郊外住宅地で在宅勤務を進めていくと、そこの働く場、あるいは、食事をする場などが求められてくる。そうすると、この用途をしっかりと見直していくということが必要かと思う一方で、今のままでいいという人もおられると思いますので、こういったまち、郊外住宅地を私は想定して話しておりますが、再度、この用途の見直しが必要なんです。その合意を取っていくこと、既成市街地の中で、そういう用途をしっかりと合意を取っていきながら、コンパクト化を進めていきながらも、メリハリのあるまちをつくっていくということ、こういった手法をしっかりと考えていく必要があるのではないかなと思っています。

そこで、先ほど資料3、33ページで御指摘いただきましたミクロの視点の2つ目、こういったものをしっかりと、新たなまちの再生をしていく主体はどうあるべきかということ、ぜひ御検討いただきたいと思います。

新しく住宅地をつくる時に、どう主体をつくっておくということもありますが、既成市街地の中で、いわゆるエリアマネジメントを進めていく、郊外住宅地でエリアマネジメントを進めていくという主体の問題は、なかなか難しいということがあります。しかし、それがないと、しっかりと計画的にまた再生がしていけないということがありますので、ぜひ、この点も、このコロナ禍を経験して、そして、新たな都市の動きの中で御検討いただきたところでございますというのが私の意見です。

よろしくお願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

今、手が挙がっている委員、いらっしゃいますか。〇〇委員、では、お願いします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。これまでも何回も発言していますので、どうかと思うんですけど、短く3点ばかり申し上げたいと思います。

1つは、これからの都市内の街路のデザインどうするかということでございまして、コロナ禍もあって、コンプリートストリートとか、スローロードとか、いろんな新しい考え方が示されておりまして、去年、道路分科会でも、道路の長期ビジョンで、そういう方向性を強く打ち出したところでございます。ただ、あれをよく考えてみますと、できないことだらけなんですね。財源の問題とか、合意形成の問題とか、いろんな制度の問題とか、道路交通法の問題もあったりするんですけども。そういうことをどう実現していくかということが本当に問われると思いますので、ぜひそういう議論をしていただければなと思いました。それが1点です。

あと、2点目なんですけれども、流域治水の御説明がございまして、これも非常に必要であるし、重要なことだと思うんですけれども、これも実現の担保性というのは、私だけではないと思うんですけど、なかなかいろんなところに問題があるかなと思っておりまして、広域調整の問題とか、あるいは、その中で受益と負担の関係をどう考えるかと。総合治水の時代には、調節池みたいなものがあって、原因者負担って明確だったんですけれども、流域治水という考え方に広がった瞬間に、そういうものの関連づけとか、負担の問題ってどう考えていくんだろうかと。そういう意味で、流域治水の中での都市計画行政の占める重みというのはものすごく上がったと思うので、その辺も、私自身、解は持ち合わせていないんですけれども、お願いしたいと思います。

そういうことで、やっぱり大事なものは、スマート化とか、DXとか、プラトールをどう活用するかということなんですけれども、スマートシティでちょっと手伝わさせていただいておるんですけれども、今50の事業が進んでおりますけれども、そこに至らなかったんだけれども、全国で300ぐらいコンソをつくって、真剣に検討されているんですね。そういうことがあるということは、全体からすると非常に大きな、それ自体がアセットではないかなと思うので、そういうところの意見、気持ちというのをどう汲み上げていくかということと、それと、実際の申請書なんかを読ませていただいて、つくづく思ったんですけれども、データだけ先走るといいますか、スマートシティフレーバーがついていればいいよみたいな、そんなことも残念ながらございましたので、そのリアルとの連携性をどう担保していくか。これも本当に都市計画行政の非常に重要な役割だと思いますので、そこもぜひ議論していただければと思います。

ありがとうございます。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

委員の先生方から大分手が挙がるようになってまいりまして、順番を申し上げたいと思います。まず会場で、〇〇先生の手が挙がっておりましたので、〇〇委員、次に御発言いただいて、あと、ウェブで〇〇臨時委員、それから、〇〇臨時委員、〇〇専門委員、〇〇臨時委員、手が挙がっておりますので、今読み上げさせていただいた順番で御意見を頂ければと思っております。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 久しぶりに霞が関に来て、今日、都市計画の最近の動きを聞かせていただいて、昔のままだなというところもあって。

特に都市計画関係というのは、国が直接事業をやるわけではないところが多くて、こういったところで議論するものが、キャッチフレーズを並べる、それから、そのためのエビデンスベースがあまりない。ですから、アネクドタルなエビデンスを集めてキャッチフレーズをつくる、そんな感じに前から見えて、それが連綿と新しいアイデアがいろいろ出て、お聞きしているとなかなかおもしろかったりするんですが、後から見ると、全体として歴史的にどうだったのかなという感じがあるというところで、そろそろもう少し違う形にすべきではないかと。

プラトーの話とか、いろんな進歩があって、こういうものをベースに何か新しい動きができないかというところがあります。先ほど、プラトーをいろんな方に使っていただいたという話をしておられたんですが、まず都市局で使うべきではないかと。自分たちがどういうふうに使いたいのか、どういうふうに使えばこれからの都市政策をちゃんとできるかということを真剣に考えて使っていくべきではないかと思った次第です。

そのとき重要なのは、都市政策というのは、変化が起きるまでに甚だ長い時間がかかる。先ほど〇〇先生がアジャイルの必要性があるという話をされて、それもそうなんですけれども、でも、ほとんどの施策というのは、効果が出てくるまでに10年、20年、30年とかかってしまう。その間、世の中は全く変わってしまう。我々が若いときは日本の住宅は狭くて、うさぎ小屋からどう脱出するかということがメインだったんですが、そのうちコンパクトシティになっちゃったというような話ですね。これとまた同じようなことが起きないか。コンパクトシティで旗を振っていたんだけど、結局、自動運転になって、コンパクトシティなんて要らないよという話になるかもしれない。この辺のことをどういうふうに捉えて、どうまとめていくかということが重要で、EBPMとか政策評価とか付き合ってきましたけれども、そこで非常に欠けているのが、将来の不確実性、長期の不確実性をどういうふうに評価とかエビデンス構築の中に入れ込んでいくかというところなんです。

最近、電力ばかり付き合っていて、それしかあまり頭に入っていないんですが、電力の世界は、カーボンニュートラルを目指して、2050年までに何をするとか、どうなるかとかというのが世界の各国の問題意識なんです。そのために、どういう政策をとると2030年にはどうなって、2050年にはどうなってということのシミュレーションとか予測をしているというわけです。当然、将来どうなるかというのは甚だしき不確実性がある。その不確実性を入れながら、どういうふうに考えてくかという整理をしている。

具体的には、シナリオベースで考えるということをやっているんですが。そういうことをベースに政策をつくっていけば、5年後に、5年前の予測のうちでどういうことが実現していないかということに対応して政策も変えていくということができるんですね。そういったことをちゃんとやるというのが、都市計画としては非常に重要なのかなと。これ、私も具体的にどうやろうかと考えたこともあるんですが、甚だ大変ですけど、〇〇先生に頑張ってもらって、何か道筋をつけていただきたいなと思っております。

以上です。

【分科会長】      ありがとうございます。どうか御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】      2点ございまして、やはりこれから既につくった市街地を持続的に更新していくということにもう少し軸足を置くような都市計画法制度に変えていくということが必要ではないかということで、1点目が、大都市拠点エリアが、やはりタワマンとかが過度に建ってしまって、本来そこが非常に都市の価値を転換するために大事な種地であるはずのところ住宅地になってしまうということが非常に問題かなと思っております。積み上がっていく一方だという状況の中で、もう少し住宅がたくさん建つイコール善という前提から脱却して、都市全体、都市圏全体の住機能の配分とかバランスをコントロールできるような都市計画のツールをもう少し充実する必要があるのではないかなと思っています。

例えば、神戸市さんが都心の特別用途地区の指定をされていますけれども、もう少し何かいろんな市町村で使えるような形の都市計画ツールというのを充実する必要があるのではないかなということと、その中で、やはりいろんな用途地域とか地域地区を見ると、住宅供給を視点にした古い地域地区とか地区計画制度がまだ残っているので、そういったものも見直しが必要でしょうし、都市局さんの管轄ではないと思うんですけども、やはり建築基準法上の総合設計制度というのも、もう少し見直しということに舵を切る必要があるのではないかなと思っています。

特に大都市の拠点やら更新がかなり困難な区分所有マンションに置き換わってしまうと、長期的ニーズが変化したときにまちが変われないということがあるので、その都市全体の根幹的な成長要素というのを阻害してしまうということですので、そのあたりが一つ必要ではないかなと考えています。

2点目は、やはり非線引き区域とか都市計画区域外の、特に住宅立地誘導に資する土地利用コントロールツールというのをもう少し充実する必要があるのかなと考えています。

例えば、試験的区域ですと、むつ市さんの居住調整区域とか、特定用途制限地域みたいなものとか、横手市さんが、自己用とか分家住宅を除く住宅建築の制限をするような特定用途制限地域というのをかけていますけれども、もう少し非線引きとか、あるいは、都市計画区域外で、特に住宅立地の誘導というものができそうなツールというのが必要ではないかと考えています。

ちなみに、特定用途制限地域の指定というのは、結構でもないんですけども、されてはいるんですけど、結局、多くが風俗営業とか、遊戯施設とか、工場立地を規制する形のみであり、居住の誘導に資するようなツールというのが、特に非線引き区域と都市計画区域外はないのではないかと思いますので、このあたりの充実ということが必要ではないかということで、以上2点、問題意識を述べさせていただきました。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございます。ちょうど神戸市さんとむつ市さんに話題を振っていただいて、委員でも来ていただいていますので、また後ほどお話しが詳しく聞けるかと思います。ありがとうございます。

それでは、〇〇臨時委員、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。私からは3点ございます。

まず1点目が、流域治水の件です。私自身も流域治水の委員会に参加させていただいておりますが、非常に早いスピードで河川整備基本方針の見直しが今行われています。都市側でこれを受け止められるものの1つが、立地適正化計画になります。しかし、河川整備基本方針が大幅に見直されても、すぐに立適が変わるというような状況ではなく、河川政策と都市政策がなかなかうまくみ合わないことを痛感しております。このような防災に関する施策の整合性をどのようにとっていくのかということは、喫緊の課題だと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それから、2つ目が、デジタルニューノーマルの中で出てきたアセットという考え方に関連して、前回の社会資本整備審議会の中でも少し検討があったと記憶しているのですが、そろそろマネジメント法をつくってはどうかということです。社会の持続性とか、インフラの持続可能性などを考えても、マネジメント法というタイプの仕組みがこれから必要になってくるのではないかという議論は前回にもありました。アセットという概念が出てき

たからには、マネジメントの観点を持った新しい法律等を検討しても良いのではないかと思います。

3つ目が、先ほど〇〇先生もおっしゃっていた再開発についてです。大規模な再開発でなくても、面的にリノベーションだとかミクストユース等々を組み合わせた、ビンテージ型の街区の再生とでも言いますか、そういうふうな今までと異なる形の再開発のパターンを検討できないかと考えています。

大規模な再開発をすることによって、周辺の需要を吸い取ってしまうと、都市全体に再開発の成果が行き渡らない部分があると思います。少し古くなった街区を、アセットとしてその中古的な味わいの魅力を生かしながら再生するための方法についても検討できればと思っています。

以上です。

【分科会長】      どうもありがとうございます。

それでは、〇〇先生、〇〇先生の順番で、そこで大体半分ぐらいになりますので、事務局から、今までの御意見を聞いていただいて、何かコメント等ございましたら、一度途中で頂きたいと思います。その後、〇〇臨時委員、〇〇専門委員から挙手が上がっておりますので、その順番でまた引き続き御意見いただければと思います。

それでは、〇〇専門委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】      〇〇です。お世話になります。3点ございます。

1点目は、マクロな観点の都市構造なんですけれども、コンパクトシティが大分普及してきたんですが、一方で、イメージが固定化されていると思います。持続可能な都市の形というのをもう少しフレキシブルに考えて、コンパクトシティの多様なバリエーションを考えるようなことが必要かなと思っています。その際、何をもって持続的なのかという議論や、この評価指標や評価方法についても検討が併せて必要だと思います。

2点目は、ミクロな視点です。資料の33ページの一番下に、地域単位での面的な脱炭素の取組を入れていただきましたけれども、気候変動の緩和策だけではなくて、併せて適応策のほうも地域単位で一緒に考えていく必要があると思います。両者のシナジー効果とか、あるいは、コンフリクトが場合によってはありますので、これを一体的に考えるということです。

もう一つは、先ほど〇〇先生の御発言でもありましたが、再開発等における容積率緩和以外のインセンティブを検討するということが大事なかなと思っています。

以上3点、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、〇〇臨時委員、よろしくお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 〇〇でございます。どうもありがとうございます。

私のほうからは、〇〇先生や〇〇先生、〇〇先生の御指摘と関連したことを1つ御紹介とともに言及させていただきたいのですが。

私ども、今、首都圏で10ほどの自治体を取りまして、都心から大体40～50キロ圏の自治体において居住意向とオープンスペース等の関係に関する大規模な調査をかけているんですが、まだデータが出てきたばかりで、速報的な話で恐縮でございますけれども。

その中で分かってきたこととして、確かに郊外住宅地の人気が上がっていると、その傾向は認められるんですが、特にその40～50キロ圏の、従来でしたら限界郊外とか遠郊外と言われていたような、そういったエリアの人気が上がっている一方で、15ないし20キロ圏の、ちょうど高度経済成長期においてベッドタウンとして開発されたエリア、このあたりの凋落が著しいということがかなりはっきりした傾向として見えてきています。

それからまた、そうした40～50キロ圏の遠郊外においても、特に人気なのが非集約エリアでございまして。ですから、その辺を加味してまいりますと、いわゆる旧来のベッドタウンの、かつコンパクト化を図って集約したところが一番人気がないと。こういうかなりショッキングな結果ということが見えてきているところでございます。

一方、公園に関しましても、既成市街地内の街区公園のようないわゆる住区基幹公園、これがむしろ居住意向に対してマイナスに働くといったような傾向も、おぼろげではございますけれども、見えてきておりまして、他方で、非集約エリアの田園環境であるとか、あるいは、大規模な都市基幹公園、こういった部分の評価が高いと、こんなような結果が見えてきているんですね。

したがいまして、こうした傾向というのは、確かにコロナのパンデミックがあったがゆえの、ややバイアスのかかった結果かもしれませんが、一方で、DXの普及を考えると、恐らく将来的にも一定の傾向として定着していくのではないかと。とすると、いま一度、集約・非集約という議論の在り方を、この2年間の経験、ないしは、DXの普及を前提に考え直していかないと、我々、時代の要求に合わないまちづくりを進めてしまうという過ちを犯してしまう危険性があるのではないかと。

やや刺激的な言い方をいたしますと、そんなことが今行っている調査の中から見えてき

ているところでございます、また必要に応じてこの委員会等の中で結果につきましては御報告をしたいと思いますが、そういったあたりを問題提起とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

【分科会長】 どうも貴重な情報提供のお話ありがとうございます。ぜひ、楽しみにしておりますので、結果をよろしく願います。

それでは、ここで一度、いろいろ御意見出たんですけれども、もし何か出た御意見に対して補足等ございましたら、頂ければと思いますけど、なければいい結構です。このまま続けますが、よろしいですか。

特にない。いや、無理にはいいですよ。いや、そういう意見はここに資料に書いてあるとか、ここで既にやっていますよとかというのがあればと思ったんですけど、特にない。よろしいですか。

【宇野都市局長】 いや、言いたいことはたくさん。

【分科会長】 あまりたくさんはだめです。

では、もうこのまま続けましょうか。

【宇野都市局長】 では、最後に。

【分科会長】 では、最後にまとめて願います。

それでは、引き続き、〇〇臨時委員、〇〇専門委員の順番でお願いしたいと思います。

〇〇臨時委員、よろしくお願いします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。よろしくお願いします。

私も、皆さんのお話の通底するような部分で2点、そして、非常に具体的なところで1点お話しさせていただきたいと思います。

まずはやっぱりマネジメントということですが、いろいろなところで言われておりますが、都市施設及び事業制度によって創出された施設、昨今非常に増えていますけれども、そういった都市生活において人々が自由に利用する施設のマネジメントというものを今後どういうふうにしていくのかということで、マネジメント法みたいな大きな話もありましたけれども、個別法の中で改定していくというやり方もあるかなと。もしくは、法改正まで至らなくても、都市計画契約のような協定といったものでやっていくという手もあるかと思っております。

協定ということができると、そこから派生していくまちづくり、都市計画における、



地域住民の担い手というふうに書いてありますけれど、地域住民がどう関わってくるかという、その関わり方を進める上でも、協定というのは有効ではないかと思っています。

これは今日の資料にもあります市民ニーズの多様化というところが、念頭に置くべき社会経済状況の変化というふうにありますけれども、市民は何か関わりたいと思っていると。ただその関わり方が分からないのか、やりにくいというようなところをつなぐようなツール、やり方をこれからはつくっていくべきではないかと思っています。

ただ一方で、こういった自由に「共」とも言える形でやるマネジメントとか整備、もしくは再整備みたいなことを、自治体がどのレベルで認可するのかといったような、その公共性の議論みたいなところは非常に大きな根幹の問題でもございます。そういったところは、一番最初にお話あった地方自治体、非常に人数が少ない中で一生懸命やっているの、中央で、非常に抽象的ではありますが、新たな公共性といった議論をして地方自治体に渡してあげるというようなこともあるのかと思っております。

2点目は、非建ぺい地のコントロールとかマネジメントということです。これまで建ぺい、何かつくるということでやってきたわけなんですけれども、非建ぺい地全てを含んでしまつて非常に大きくなってはしまいますが気になります。既に低未利用地の土地利用指針などはできておりますけれども、コンパクトシティを進める上で発生するであろう周辺の土地利用とか、長らく話されている農地と都市の関係とか、それをどのように誰がマネジメントしていくかということです。ウィズコロナで職住近接の視点から新たな開発がされていくような予感もしますけれども、そういったところにおいても、この非建ぺい地というものをどうこれからコントロールしたりマネジメントしていくのか。大きな視点から言えば、グリーンインフラ的とか、環境的とか、大気とか、本当に大きな意味でも、非建ぺい地をどのようにマネジメントしていくかというのは、いろいろな分野の方の意見を聞きながらやっていく必要があるのではないかと思います。

最後は本当に非常に具体的なお話ですけれども、地方都市の再開発の研究会をやっていた経験から、地方都市で再開発というと、どうしても拠点の駅周りだけで終わってしまうことに危機感があります。身の丈の再開発みたいなことが言われて、久しくやっているわけですけれども、やっぱりインセンティブとか、保留床とか、いろんな再開発の仕組みをもう少し柔軟にいろいろな方法を考えていかないと、いろいろなところで綻びが出てくるのではないかなというような気がしております。

以上でございます。

【分科会長】      どうもありがとうございます。

それでは、〇〇専門委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】      〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日はパリから参加させていただいているところですが、海外の動きを若干お伝えした上で、意見を述べさせていただきたいと思います。

資料33ページにも書いていただいているように、パリにおいても、ミクロな観点とマクロな観点から都市を大きく変化させようという動きがあります。1つは、御存じかもしれませんが、「15分都市」という構想がございまして、これはミクロな住環境を充実させようという動きです。いま一つは、広域的なネットワークと経済活動の拠点を形成していきこうというマクロな観点の動きです。

特に前者の「15分の都市」というのは、誰でもが徒歩や自転車によって15分で生活に必要な物事にアクセスできる環境をつくっていくという構想ですが、この構想によって、生活の質の向上をしていく、それから、社会経済的な公平性を実現していく、環境負荷の低減を図っていく、そして、健康や福祉の向上、地域の愛着の醸成することなどが目指されています。

このような新しい近隣住区の構想は、パリだけではなくて、ヨーロッパ諸外国でも検討が始まっていますし、ポートランド、メルボルンなどでも実際に実施、検討されています。パンデミックによって近隣の居住環境の重要性が今とても認識されているというところですが、ポストパンデミックの人間目線に基づいたライフスタイルというのを実現する構想として注目されています。

ただし、課題がないわけではなくて、このような施策を直ちに持ち込むだけでよいわけではありませんので、どのような実態があり、どのような点が評価されているのかというのを調査しているところなのですが、少なくともミクロな観点の課題を克服していくためにも、広域的なネットワークや、経済活動の拠点形成は都市に不可欠で、ミクロな観点とマクロな観点を併せて議論していくということが非常に重要であると考えられます。

いずれにしても、このミクロな観点においては、日本において地区計画創設以降30年あまり議論されてこなかった近隣住区（neighborhood unit）を再考することで、実際に国民が求めている施策の方向性というのが改めて見えるのではないかなと感じているところです。

また、スポンジ化対策や、ウォークブルなまちづくりといった近年創設された施策にお

いても、何を実現していくのかというこうした構想が見えてくることによって、人々により理解され、受け入れられ、運用されていく制度となっていくのではないかと考えております。

以上です。

【分科会長】 海外の最新情報も、どうもありがとうございます。

会場で〇〇専門委員から名札が立っておりますので、〇〇専門委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 どうもありがとうございます。私からは2点申し上げたいと思います。

1点目は、データとかデジタル技術という関連なんですけれども、これらがこれからの様々な課題解決の1つの大きなツールになるということは間違いないと思うんですが、今日も御紹介ありましたように様々な取組をされておられます。例えば、プラットフォームみたいなことも非常に魅力的だと思うんですけれども、こういったトッランナーをつくっていくということは非常に大事なんですが、一方で、忘れてはいけないのは、他の自治体のボトムアップを図っていく、ある一定のレベルまで引き上げていくということも非常に大事で、上がったところからさらにさらにトップのほうに上がっていただくということです。そのボトムアップについて、しっかりどうやってやっていくのかということも大事な点かなと考えてございます。

その関連で言うと、技術、ハード・ソフトは進展は早いんですけれども、やっぱりデータがなければただの箱でございますので、そのオープンデータ化をいかに進めていくかということが非常に大事でございます。特に行政側、例えば、都市関係のデータなんかも、オープンデータ化は進んできておりますけれども、例えば、今GISで使うようなことが当たり前になってくる中で、なかなかGIS対応のデータというのはまだ進んでないとか、そういったことがございますので、使いやすいデータに向けてどうしていくのか。例えば、これから高校でも地理総合みたいのが進んでまいりますから、そういう意味では、GISを身につけた人たちがどんどん出てくるということになりますので、そういったことも見据えたデータ、デジタル技術の活用ということについてしっかり考えていくことが大事かと思っております。

それから、2点目は、人間中心のまちづくりを前面に出して取り組んでおられるということは非常によろしいことだと思っておりますが、ウォークブルというような空間づくりとかもございますけれども、データ化、デジタル化が進んでおりますのと同様に、交通シ

システムにつきましても、自動運転、パーソナルモビリティ等々、進展が多分これから5年10年で大きく予想されます。そういったことも含めて、このウォークアブルなまちなか空間どうしていくのかということについて、これはやっぱりしっかり一度考えないといけないのかなということがございますので、そのあたりも重要な論点かなと思ってございます。

以上でございます。

【分科会長】      どうもありがとうございます。

それでは、引き続き、お隣の〇〇専門委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】      今の発言に続いてなんですが、ウォークアブル、その他の現場でいろいろ仕事をしています。その中からの声というふうにお聞きください。

都市の柔軟性と創造性と安全性、それを高めていくという目的をベースにすると、現場から幾つかの課題があるなというふうに思っていて、その解決方法について。一つは、幾つか出ていましたが、エリアリノベーション型の再開発の方法論と、それを行うための法制度やフローの整備がやっぱり要るなと思います。今までの容積ボーナス型の再開発だけでは、多分今の状況に応えることができないと思いますので、保留になって居続けているんですが、それは着手するべきなのではないかというふうには思っているところです。

もう一つが、近年、社会実験とか仮設建築みたいなやわらかい建築のプロジェクトが進んでいます。各自治体、それにトライしているんですが、どこも苦戦しています。なぜかというと、例えば、警察協議がめっちゃくちゃ難しいとか、道路側との協議がめっちゃくちゃ難しいとかというふうにして、現場は疲弊していくという問題があって、それは致し方ないことかもしれませんが、より社会実験を進めやすくするための枠組みみたいなものを、国、警察庁、その他、上のレベルで整備してあげることによって、現場は一気に動きやすくなるのではないかということを感じておりますので、社会実験を加速するための枠組み、仮設建築をより継続的に使うための枠組みみたいなものが要るのではないかと思います。

3つ目は、ちょっと視点が違うのですが、ここにも既にいろんな新しい法律が、戦略が走らせられているんですけども、障害となっていることが何なのかということの分析も結構重要かなというふうに思うんですね。コンセプトと法律、国から出されるのはすごく共感するものの、現場でこれがボトルネックになって進まないんだよねという声が結構あると思っていて、どちらかというと、攻めのフォワード型の意見が出やすいですが、ディフェンシブに、障害を取り除くというところに対して1つ視点を持っていくというのも、1つの目線かなと思っているところです。

以上です。

【分科会長】      ありがとうございます。現場サイドの御意見、ぜひ引き続き頂けるとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

ほかに、〇〇専門委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】      まちづくりの現場の意見として、参考に聴いていただければと思います。

先ほど都心の住宅を禁止する特別用途地区のお話がございましたので、少しその辺をまず触れさせていただきますと、神戸の場合は、まちの魅力として一番問題視しているのは、働く場がないということですね。それから、都心につきましては、タワーマンションの需要は多分に、十分あります。都心にタワーマンションが林立してしまうと、働く場でありますとか、例えば、非日常を味わう、楽しむための音楽であるとか、文化、エンターテインメント、グルメといった非日常を楽しむための空間、これは都心にしか持たすことができないのではないかな。そこにタワーマンションが建つことによって、その都心の機能が阻害されるおそれがあるということで、これは人口減少の中にあって非常に厳しい選択なんですけども、都心にあえて住宅禁止、もしくは容積率の制限というものを加えた特別用途地区を採用しておるということで。

当然、住宅も積極的に誘致したいという考えはございまして、都心の周辺でありますとか、鉄道が比較的発達していますので、鉄道駅を拠点とした、生活利便施設の充実した郊外エリア、そういったところに住宅等を誘導して、まち全体として、総体として発展するようなまちの構造を目指しておるという考えで導入してございます。

あと、今日の議論の２点ほど、現場のほうからの意見ということで述べさせていただきますと、ミクロの視点の担い手の役割強化支援、担い手育成の問題でございます。現在神戸市では用途地域の見直しを行っておりますけれども、通常、市が素案をつくって市民の意見を伺うというスタイルをとりますが、今回は、事業者、民間活力を導入するとか、市民の創意工夫を反映するという点で、市民提案型の用途地域の見直しというものを採用していこうということで、行政主導と市民提案型の用途地域の見直しという二本立てでやろうとしております。

そのときに、市民にアイデアを募ろうとしたときに、そもそも用途地域の制度ってどういうものというのを市民に理解していただかないと、市民の方は提案なんか絶対できないんですね。その用途地域制度をどうやったら市民に伝わるのか、市民に都市計画の制度が

響くのかという点で非常に苦慮しているというのが実情がございまして。都市計画の専門家でない市民に対して都市化計画制度をどう伝えるかという観点も、非常に担い手育成では大事なかなと思っております、そういう意味では、ある程度分かりやすい制度、もしくは、シンプルな制度というものが、特に市民に身近な都市計画制度を組み立てていく場合には非常に大切な。そういう切り口も制度設計上は必要なと考えてございます。

あと、もう一つはマクロの視点の非集約エリアへの対応ということで、これは交通体系の在り方ありますとか、他分野との連携ともだぶってきますけども、周辺部の居住地域につきましては、いろんなサービスのロットが小さいと。例えば、交通需要一つ取ってもロットが小さい、あるいは、生活利便施設のサービス事業にとってもロットが小さいということで、事業として成り立たないケースが多々ございます。そういった場合に、サービスを求める人が交通を利用していくという、いわゆる交通の問題とサービス、お店自体が地域にやってくる、いわゆる移動型のサービス、これ、移動型のサービスにつきましては、固定費が非常に低廉でありますとか、機動的に対応できるというメリットもありますので、いわゆる双方向の移動というものを双方向で捉えて地域の課題の解決するというのも、交通の視点として加えていったら面白いのではないかなと。

以上2点でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

まだ御発言いただいております委員で、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。御説明いろいろとありがとうございました。

今横たわっている空き家とか空き地とか、そういう諸問題に関しては、あるいは、防災に重点を置いたまちづくりとか、どんどん進めていただきたいと思います。ここ数年で、DXもある、あと、コロナもあって、例えば、スマートシティ、コンパクトシティ、前にすばらしいなと思っていた感覚が若干正直薄れているというところがあります。

都市に何を求めるかというときに、この数年で、家でできることというのが圧倒的に増えて、例えば、買物もそうですし、仕事ももちろんそうですし、あと、例えば、行政の手続とか、それがもうものすごく暮らし方そのものが変わっている中で、これまでと同様に都市計画とか、そういうものを求めていったいいのかなという疑問みたいなものがわいています。

私のような老年に差しかかるような世代にとってもそうなんですけれども、もっと若い世代の人たち、例えば、Z世代と言われる人たちにとっての都市、求めるものというのは

また違うでしょうし、こういう長期にわたる施策、その辺りの感覚というのは、この劇的に生活、暮らし方が変わっている中で、もう少しそういう視点を持っていかないと常に遅れてしまうという、そういうことになりやしないかなと思います。

都市計画って、都市だけのものなのかなというのがここ最近感じていることで、より機能があればいいのかとかより便利であればいいのかということよりも、例えばですけども、郊外、地方都市含めてですが、いわゆる都市というものと暮らしということを考えると、例えば、山間部とか、沿岸部とか、そういうところとのインタラクティブな関係でもって都市計画というものを考えると、そんな視点ももっと必要になってくる。すごく漠然としていて、うまく伝え切れないんですけども、家にいる時間がものすごく長いものですから、今まで都市に求めていたものがだんだん変わってきているという実感があって、そのあたりはもう少し考察してみたいというか、議論してみたいところだなという感じがいたします。

以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございます。そういう観点から、我々、あまりものを考えていないことが多いので、都市に何を求めているのかって、結構深い議論が必要なのかなというふうに気づかせていただきました。ありがとうございます。

まだ御意見いただいていない委員が何人かいらっしゃいますけど、いかがいたしますか。

〇〇専門委員、よろしくお願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇と申します。小さなエリアでエリアマネジメントを地域の人たちと立ち上げたというところですので、そんな現場からちょっとお話ししたいと思います。3点ございます。

まず1点目は、ビジョンについてなんですけれども、これは感想なんですけど、23ページのニューノーマルに対応した都市政策の在り方というところで、まさに、これ、コロナがあったなかったにかかわらず、やっぱり職住、多様な融合がある都心を目指していくという面で、ビジョンをもともと私ども地域で描いていましたので、ああ間違っていなかったなというふうな気持ちで、この23ページを見させていただきました。まずはこちらは感想でございます。

ですので、やっぱり多様な都心になっていくというときに、公共空間の役割って非常に大きいなと思っていますし、それを使いこなすという組織も非常に大事ななと思っているところです。

2点目は、私ども、都市再生推進法人として、地域で描いた構想を事業化していくというのを少しずつ着々と取り組んでいるわけなんですけれども、そんな中で、今少し具体的な話になると、低利の金融の制度をつくっていただいたと、これも今アプライしているところなんですけれども、やはり実際に活用していくというときにはたくさんのハードルがあるので、細かい点に関しては、また追々お伝えしていきたいなと思っています。

ただ、都市再生推進法人として地域でビジョンを作成していくということが、これを根拠にして事業を行っていくことの強さというのもやっぱりふだんから感じておりまして、例えば、再開発が動くときに、大きな床のままでは大規模資本しか入ってこれないというときに、小さな床をつくっていくということも、地元ぐるみでPRしていったり何とか実現したり、その代わり地域で床を買いますという話になったりというところで、ビジョンを共有して、実際に事業化していくというところは大事なところ。一方で、そういったところの事業に金融の仕組み絡ませていくときに、やっぱり担保というものを柔軟に捉えていきたいというのも少し思っているところです。

あと、最後のデジタルデータですとか、そういったところなんですけれども、こういった新しいものを、まちとして、テストフィールドとしてどんどん進めていくということが肝心かなと思っています、やっぱり都市OSって大きく構えてしまうと、どこの企業さんが頭取りますかという、組織論になってしまうとなかなか進まないところがあったりというところも感じていますので、最近は官民連携のエリアプラットフォームで私ども事務局をさせていただいていますが、小さな小さな実験、社会実験というのを重ねていく中で、地元とのフィードバックで分かっていくことがたくさんありますので、そういったことの積み重ねでまとまっていくというのがいいのかなと思っていますので、やっぱりこういう社会実験的なことをどんどん重ねるといえるときに、安定した事務局の原資があるということがすごく大事なというふうにふだん感じているところです。

ありがとうございます。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

まだ時間ございますので、御発言いただいていない委員の方、いかがですか。

〇〇専門委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 〇〇です。

災害リスクの高まりという点で、先日都市計画区域の外で大規模豪雨による災害があって、そういったことがあったときに、我々、都市計画のほうは、指をくわえて見ていると



いうんですか、そういった形で、もうちょっと都市計画区域の外でも、やっぱり都市計画をどうしていくのかみたいな、例えば、立地適正化計画も今は都市計画の区域の中だけなので、それ以外のところもどういうふうに立地の適正化をしていくのかといったところを考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

今いろいろと大規模都市の話ばかりでしたので、小さい都市でも、我々、都市再生法の制度を使っていろいろなことをやっているんですけど、我々でもできるので、ほかの750ぐらいの都市計画、非線引きの都市計画区域はあると思うんですけど、そういったところにもどんどん波及させて、大都市だけではなくて、いろんな小さい都市も頑張っていければなと思っていますところでは。

あと、国土交通省から結構パワーポイントがいろいろ来るんですよね。すごく分かりやすいときと分かりにくいときがあって、分かりやすいものを見たときに、やっぱりこれちょっと使えるなと思うと、我々のほうでもどんどんやっていくんですよ。なので、見せ方というのが非常に大事かなと思っています。

あと、東北地方整備局さんなんかは青森市まで出張に来て、ほかの整備局はよく分からないんですけど、青森市まで来て毎年説明会をやってくれて、そこですごくヒントになったりするときもあるので、そういった取組、国土交通省さんも一生懸命やられているのは分かっているんで、それを我々、ちっちゃい自治体と一緒にやっていければなというふうに思っています。

以上です。

【分科会長】 お心強いコメントありがとうございます。どれが分かりやすく、どれが分かりにくいのか、ぜひ事務局にフィードバックしていただけるとありがたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。私はコンテンツに関して1つお願いがございます。

AR・VRの活用など、様々なデジタルを使った見せ方ができるようになってきています。その中で、ここに書いてあるような新しいもの、新しい情報に関しては常にストックもできますが、その都市が持っている歴史的な記憶は外国人のお客様も非常に興味を持っていて、20年前、30年前のその街角がどうだったとか、ビルがなかったときはどうだったのかということも含めて、地域のアーカイブの整備をぜひ意識していただければと思います。

もちろん、著作権や肖像権の問題など、様々面倒な手続きはありますが、都市の歴史アーカイブは貴重なお宝ですので。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございます。そういうのにD Xの技術を適用するというのもありかと思imasので。ありがとうございます。

あと、御意見いただいていないのが、〇〇委員と〇〇委員かなと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

特によろしいですかね。一度御発言いただいた委員から、ぜひこれだけもう一つ追加したいというふうなことがあればお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からも一言だけコメントさせていただいて、あと、事務局のお答えも簡単に頂こうかなと思っております。

非常に多岐にわたる各委員からの御指摘を頂いて、なるほどなと思うことばかりでございました。私からはむしろ情報提供をさせていただいたほうがいいのかと思ったんですけども。

ちなみに、〇〇専門委員からパリの15分都市のお話ありましたが、研究室でパーソンのデータをお借りして、日本で東京都市圏で15分都市圏が成立しているのかというのを分析しております。それを見ると、実は成立しているんですが、都心に、ちょうど〇〇先生がおっしゃった10キロ～20キロメートル圏のようなところは割と徒歩圏で生活が完結しているんですけども、郊外に行くと、自動車を使って15分で完結しているということになっているんですね。だから、その自動車を前提にした構造自体をどう考えるかという話になってくるのかなと思います。

あと、各都市の老化度に相当する指標を、空き家の状況とか、高齢化の状況とか、財政状況とかという変数を合成して追いかけているんですが、確実に今老化している都市に対して、過去ずっと見ていきますと、ちゃんと皆老化をフォローして、ほかの都市は先に老化している都市をフォローする形で、データがずっと落ちてきているんですね。恐らく、〇〇先生がおっしゃった10キロ～20キロメートル圏が今駄目になっているというのは、近い将来はその外側が駄目になっていくという流れに確実になっていくと思うので、そういう一種のカスケード化みたいな状況をどういうふうにして止めるのかということです。今日委員の皆様から頂いた御意見の中で、結局そういうことが全部リンクしながら、そう

いうカスケード化が起こっている、都市の老化が起こっている。いろんな制度上の疲弊もあったりして、変えていかないといけない部分がたくさんあるのかなと思っています。

〇〇委員からも御指摘ありましたけれども、やっぱりちゃんと投資するとか、実行するとか、そのあたりの担保をどうやって取っていくのかというふうなこと、そういうことも含めて、今回の中でうまくマネジメントするとか、アジャイルするとかというキーワードも頂きましたけれども、やっぱり我々自身が変わっていかないといけない部分というのはかなりあるという感想を持った次第でございます。

ということで、以上ざっと、急かせて申し訳ありませんでしたけれども、おかげさまで指定の時間内には収まりそうなんです、以上のところで、取りあえず事務局にマイクを一度お渡ししたいと思うんですけども、お気づきいただいたこととかございましたら、コメントをお返しいただければと思います。お願いいたします。

【宇野都市局長】 大変貴重な御意見をどうもありがとうございました。都市計画の今までの弱点というか、できなかったこととか、手を伸ばせなかったところについて、いろいろ御指摘を頂いているというふうに感じました。

まず最初に、根本的なところで、多くの委員から言われましたけれども、そもそも前提条件のところから一回整理をしないとイケないのかなと思います。これまでやってきたことの振り返り、フォローアップをして、どこに課題があるのかということを、きちんとエビデンスベースで議論することをやらなければいけないと感じました。

キャッチフレーズだけではいなくて、エビデンスに立った分析というものの、分析という言葉は今日の意見の中に何度も出てきたと思いますので、そこはしっかりやらせていただいた上で、制度論に入っていきたいと思っています。それから、都市に対して求めているものが変わってきているんじゃないかというご意見は、非常に重要な御指摘だと思いますので、どこまで分析できるか分かりませんが、そうしたことの分析もしっかりした上で、いろんな課題に対して解決策を見いだしていくという、そういう取組をしたいと考えております。

それから、個別の制度的な課題については、全く我々と問題意識が共通していると思うところが多々ございました。例えば、広域調整の問題。何人かの先生から、流域治水とも絡めつつ、地方と都市というか少し離れた地域間の広域調整も含めて、利害対立する場合の広域調整をどうしていくのかというご指摘がございましたが、これまで地方分権がどんどん進んで、最後、県による協議同意制度が完全になくなってしまった状態で放置されて

いますので、このままではいけないと感じているところでございます。

既成市街地の再生手法についても、何人かの先生から御意見をいただきました。もっと柔軟で多様性のある再生手法というのを見出す出す必要があるのではないかと、リノベーションに対応できるものにしていかなければいけないのではないかと、こういった御意見を頂いておりまして、これまた全く私も同じ意見を持っております。公共性という点について、現行の再整備手法の中では、1つは公共施設の整備と、それから、防災の2つに拠って立って様々制度ができているというふうに私は感じています。今、それだけで本当に公共性というものを測っていいんだろうかというところから議論しないと、おそらく再生手法についての議論が進まないのではないかと、これは私が感じているところでございます。

もう一つ、アジャイルとか、将来の不確実性という話がありまして、本当に5年、10年先、世の中どうなっているか分からない、技術がどこまで進歩しているか分からないという状況の中で、非常に硬直的な制度が今までの都市計画制度でしたので、ここら辺の感覚をどう取り込むのか、これ、1つの大きな課題として捉えなければいけないと感じています。局内の職員の中でいろんな意見交換をしていますが、都市計画の硬直性に対する意見というのは出ています。もう少しアジャイルな制度に変えられないのかという問題意識は、都市局の職員も共通して持っていると思っています。

もう一つ、これまでは整備中心の体系だったのを、マネジメントとか、管理とか、そういう分野を取り込んでいかなければいけないだろうというのも、全く我々も同じ気持ちであります。スポンジ化のときにやろうとしたことの一つはそこにあっただすけれども、十分に手を伸ばせなかったという気持ちを私は思っています。マネジメントについては、多分、今日も何人かの先生から御指摘ありましたけれども、担い手とか、まちづくりを行っていく主体との関係で整理をしていかないと、そもそもそれぞれの施設は管理法が独立して、道路法であったり、河川法だったり存在しますので、そこに手を出すというよりは、主体の面から都市計画は手を入れていくべきではないかと私は考えているところでございます。

それから、住宅のお話です。実は、住宅については住宅局があるものですから、どちらかというと、都市局はあまり正面から捉えてこなかったという嫌いがあります。住宅機能の配分の話であったり、住環境の改善の話であったり、確かに住宅周りのことは少しおろそかにしてきたという反省があります。住宅局との関係があるので、恐らく住宅政策との

連携ということを考えないと、都市局だけでは処理できない問題も残されているのかなと感じました。

それから、もう一つ最大に難しいのが、郊外をどうするんだという御意見もたくさん頂きました。前のスポンジ化の基本問題小委員会でも郊外の話は少し取り上げさせていただきましたが、できるだけ持続可能性のある都市にしていくためには、ある程度都市機能や居住を集約していかなければいけないけれども、非建て付け地であったり、郊外の住宅地であったりをどうするのかという課題が残っていることは認識しています。

金をかければ多分維持はできると思うのですが、郊外にまでお金をかけていると、まちなかの再整備とか、そもそも財政が厳しい時代になってきていますので、自然に金を産んで、持続可能にやっていけるような仕組みを考えなければいけないと思うのですが、ここは悩ましいなと思っているのが正直なところです。

あと、DXの関係です。様々なデータのオープン化の話ですとか、スマートシティの取組をもう少し洗い出して、いろいろと活用していったらどうかみたいな話もたくさん頂きました。今までお話ししたいろんな課題解決の1つの手段、ツールとして、このデジタルという力は大いに活用できるのではないかと思いますので、そういったものと組み合わせる中で考えさせていただければと思っております。

今日頂いた意見につきましては、我々のほうで受け止めさせていただいて、一回整理をさせていただいて、次回リスタートするときには、こういう課題について御議論いただきたいということで、エビデンスデータも少しそろえながら御議論いただこうかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、次回以降の小委員会、その議論のテーマ・進め方に関しては、今お答えいただいたような形で事務局に整理・検討いただくということで、よろしくお願いいたします。

それでは、もう一つ議題がございます。「歴史的風土部会の審議審議等について」ということで、こちらの報告を事務局よりお願いいたします。

【竹内景観・歴史文化環境整備室長】 公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長の竹内でございます。右肩に資料4と書かれている資料でございます。こちらを御覧ください。

歴史的風土部会の審議等について御説明をさせていただきます。

歴史的風土部会では、これまで明日香法に規定されております基本方針、整備計画について議論を進めてまいりました。これまでの審議の経緯と基本方針、整備計画等の概要について御報告させていただきます。

まず初めに、1つ目の明日香村に関するこれまでの審議についての御説明ですが、明日香法では、国が基本方針を定め、これに基づき奈良県が整備計画を策定することとなっております。令和元年度が第4次整備計画の最終年度でございましたので、下の緑の部分でございますけれども、平成30年5月に社会資本整備審議会に対して、明日香村における歴史的風土の保存、生活環境の整備等の方策について諮問させていただきまして、前回、第10回の分科会におきまして、歴史的風土部会に付託され、また、歴史的風土部会に明日香村小委員会を設置し審議することについて御了承を頂いたところでございます。

これを受けまして、平成30年10月から明日香村小委員会及び歴史的風土部会におきまして御審議を頂き、令和元年7月に社会資本整備審議会より答申を頂いたところでございます。

令和元年11月のところでございますけれども、この答申を踏まえた基本方針につきまして、歴史的風土部会におきまして御審議を頂き、令和2年1月に国として決定をいたしたところでございます。

また、令和2年2月、基本方針に基づきまして奈良県に作成いただきました整備計画につきまして国へ協議いただきましたので、令和2年3月には、整備計画について歴史的風土部会で御審議を頂き、同年4月に奈良県において整備計画について決定をされたところでございます。

続いて、2つ目でございますけれども、新たに策定した第5次基本方針及び整備計画について簡単な御説明をさせていただきます。

第5次基本方針では、ポイントのところがございますけれども、ARやVRといったICTの活用など、明日香の歴史を体感できる歴史展示の高度化について位置づけてございます。

それから、これまでも地域振興についての記載はしてございましたけれども、営農環境の基盤整備、明日香らしさが体感できる観光振興を推進すべく、農業・観光業の分野を明文化いたしました。

それから、村の中での定住であるとか二地域居住等を促進することも踏まえた生活環境基盤の整備についても明文化してございます。

このような基本方針に基づきまして奈良県に策定いただきました整備計画では、(1)から(5)の5本柱で計画を作成いただいたところでございます。

令和2年度からは、この第5次整備計画に基づきまして、明日香村の歴史的風土の保全、生活環境の整備等について支援をさせていただいているところでございます。

最後、御参考になりますけれども、「飛鳥・藤原」の旧都は、世界遺産登録に向けて動いてございますので、情報共有をさせていただきます。

「飛鳥・藤原」につきましては、令和4年度の推薦書の提出、令和6年度の世界遺産登録を目指しているところでございます。現在は、推薦書の素案について、文化庁からの意見を踏まえて修正作業を行っていると聞いてございます。当初のスケジュールどおり進捗していると聞いてございます。

こちらについては、今後必要に応じて進捗状況等を情報提供させていただければと考えてございます。

次のページ以降で、参考資料として、今回御報告させていただいた内容に関する資料をつけさせていただいておりますけれども、こちらの御説明は割愛させていただければと思います。

以上でございます。

【分科会長】 情報共有ということで、どうもありがとうございます。

御質問、御意見等があれば頂ければと思いますが、〇〇先生から何かコメントいただけることはございますか。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

世界遺産を目指して奈良県ということでやっているんですけれども、皆さん御存じのように、私、世界遺産のほうの審議委員もしておりますが、世界的に、やはり世界遺産の認定が非常に厳しくなっております。ですから、先ほどVRとか、そういうお話もあったんですけれども、小手先と言ってしまっただろうがないんですけれども、そういうものだけではやはり済まなくなってきました、やはり本質的な価値は何であるのかということをもう少し掘り下げて、日本人そのものが、特に奈良県は、皆さん御存じのように、47都道府県の中で宿泊施設の件数が最低という条件とか、様々な要件がございます。

今回、明日香村にも新しい、皆さんよく御存じのホテルができる計画もございまして、地域活性化も進んでおりますけれども、古都というものに関しては、今後、鎌倉とか平城旧跡、いろいろありますけれども、そのあたりも含めて、先ほど来お話のありましたメン

テナンスということでございますね。

特に古都におきましては、放棄地ですとか、竹林の侵入ですとか、鹿の害ですとか、虫害ですとか、そういうものがいろいろなところで起きておりまして、それに対する対策が十分には、予算的にも、人間の確保としても、できていないという状況でございます。

ですので、都市の問題もありますし、いろいろなところで予算が必要なんだと思いますし、私も、冒頭都市局長がおっしゃいました盛土のほうの委員会にも出させていただいておりまして、そちらのほうも非常に新しいセクションと市町村の対応等、大変だとは思いますがけれども、歴史的遺産、特に飛鳥の場合は、日本だけではなく、東アジアにとっての資産として考えて、今後とも支援して、どうか早くに世界遺産にきちっと認定されるというように皆様方の御協力を得たいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

【分科会長】      ○○先生、どうもありがとうございます。

○○先生、どうぞ。

【○○委員】      一言です。参考資料の、ノンブルがありませんが、5、6の、明日香村の整備計画の概要というペーパーがございます。この間、この議論のときにも同じことを申し上げましたが、左下の役割を再整理というところが重要かと考えます。

明日香村自体は非常に狭いエリアで、かつ、日本の中でも特異なエリアです。そこに様々な団体が活躍してくださっていることは、それはそれで大事だと思いますけれども、訪れる方にとって窓口が分かりにくいのも事実です。様々な目的で訪れる方が利用できるワンストップ的な窓口をつくるのが、将来世界遺産になったときも、それを情報発信する際にも、様々な面で非常に重要になるかと思えます。

この役割の再整理が、今どの程度進んでいるかは分かりませんが、さらに進めていただいて、世界各国の皆様からも、日本国内の皆様からも分かるような形で、明日香を訪れるのであれば、まずここにタッチすれば良いワンストップ窓口をつくり、世界遺産を進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

【分科会長】      どうも貴重なコメントありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。ほかに特に御質問、御意見なければ、以上としたいと思います。

どうもありがとうございます。それでは、皆様、議事進行に御協力いただきまして、ど



うもありがとうございます。皆様から御意見いただけて、何とか時間の範囲に収まったようでございます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【後藤総務課長】      ありがとうございました。

最後に、事務局より1点連絡事項がございます。

本日の会議の議事録につきましては、後日、各委員等の皆様に送付させていただき、御了解を頂いた上で公開する予定でございます。

それでは、以上をもちまして、合同会議を終了させていただきます。

本日は、長時間、誠にありがとうございました。

—— 了 ——